

計算証明の電子化に関する基準の一部改正について

計算証明規則（昭和27年会計検査院規則第3号）第1条の4第2項の規定に基づき、計算証明の電子化に関する基準（平成29年3月30日検査官会議決定）の一部を次のように改正し、平成29年11月24日以降の計算証明について適用する。

平成29年11月24日

会計検査院長 河戸 光彦

別紙の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後				改正前			
別表6（第4関係）				別表6（第4関係）			
項番	計算証明規則の条文等	計算証明書類の名称（注1）	作成システムの名称	項番	計算証明規則の条文等	計算証明書類の名称（注1）	作成システムの名称
1	第19条の5に基づく指定（注2）	国税収納金整理資金徴収額計算書の証拠書類及び添付書類 ・所得税（平成25年から49年までの各年分については、当該各年分の所得税及び復興特別所得税）については国税電子申告・納税システムにより納税者から税務署長へ提出された申告書、収支計算書等 ・法人税及び地方法人税については国税電子申告・納税システムにより納税者から税務署長へ提出された申告書、貸借対照表、損益計算書等 ・消費税及び地方消費税（税関の徴収する分を除く。）については国税電子申告・納税システムにより納税者から税務署長へ提出された申告書等	国税電子申告・納税システム（注3）	[同左]	第19条の5に基づく指定（注2）	国税収納金整理資金徴収額計算書の証拠書類及び添付書類 ・所得税（平成25年から49年までの各年分については、当該各年分の所得税及び復興特別所得税）については国税電子申告・納税システムにより納税者から税務署長へ提出された申告書、収支計算書等 ・法人税及び地方法人税については国税電子申告・納税システムにより納税者から税務署長へ提出された申告書、貸借対照表、損益計算書等 ・消費税及び地方消費税（税関の徴収する分を除く。）については国税電子申告・納税システムにより納税者から税務署長へ提出された申告書等	国税電子申告・納税システム（注3）
		国税収納金整理資金徴収額計算書の証拠書類及び添付書類 ・関税及び税関の徴収する内国消費税については輸出入・港湾関連情報処理システムにより納税者から税関長へ提出等された輸入（納税）申告書等	輸出入・港湾関連情報処理システム（注4）				
2	第19条の7に基づく指定（注5）	[略]	国税総合管理システム（注6）	[同左]	第19条の7に基づく指定（注4）	[同左]	国税総合管理システム（注5）
3	[略]	[略]	[略]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

4	第67条の3及び第67条の4に基づく指定 (注7)	[略]	国庫金総括計理等システム (注8)
			統合国庫記帳システム (注9)

[同左]	第67条の3及び第67条の4に基づく指定 (注6)	[同左]	国庫金総括計理等システム (注7)
			統合国庫記帳システム (注8)

(注1) 「計算証明書類の名称」は、システム上の帳票等の名称を含む。

(注2・注5) 「第19条の5に基づく指定」及び「第19条の7に基づく指定」とは、財務省の計算証明に関する指定（平成29年4月28日付け29検第402号財務大臣宛て）をいう。

(注3・注6) 「国税電子申告・納税システム」及び「国税総合管理システム」とは、国税庁が設置し、管理している国税電子申告・納税システム及び国税総合管理システムをいう。

(注4) 「輸出入・港湾関連情報処理システム」とは、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が設置し、管理している輸出入・港湾関連情報処理システムをいう。

(注7) 「第67条の3及び第67条の4に基づく指定」とは、日本銀行の計算証明に関する指定（平成29年4月28日付け29検第418号日本銀行総裁宛て）をいう。

(注8・注9) 「国庫金総括計理等システム」及び「統合国庫記帳システム」とは、日本銀行が設置し、管理している国庫金総括計理等システム及び統合国庫記帳システムをいう。

(注1) 「計算証明書類の名称」は、システム上の帳票等の名称を含む。

(注2・注4) 「第19条の5に基づく指定」及び「第19条の7に基づく指定」とは、財務省の計算証明に関する指定（平成29年4月28日付け29検第402号財務大臣宛て）をいう。

(注3・注5) 「国税電子申告・納税システム」及び「国税総合管理システム」とは、国税庁が設置し、管理している国税電子申告・納税システム及び国税総合管理システムをいう。

(注6) 「第67条の3及び第67条の4に基づく指定」とは、日本銀行の計算証明に関する指定（平成29年4月28日付け29検第418号日本銀行総裁宛て）をいう。

(注7・注8) 「国庫金総括計理等システム」及び「統合国庫記帳システム」とは、日本銀行が設置し、管理している国庫金総括計理等システム及び統合国庫記帳システムをいう。

備考 表中の [ ] の記載は注記である。